

金太郎の家障がい福祉サービス麦の家 重要事項説明書

(居宅介護、同行援護、移動支援)

1. サービスを提供する事業者の概要

- (1) 名称 : 社会福祉法人金太郎の家
- (2) 所在地 : 島根県出雲市斐川町学頭1511-1
- (3) 代表者名 : 理事長 阿食かをる
- (4) 電話番号 : 0853-72-5110
- (5) 設立年月日 : 平成26年 1月 30日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 : 居宅介護、同行援護、移動支援
島根県指定事業者番号 3210400697
- (2) 事業所の名称 : 金太郎の家障がい福祉サービス 麦の家
- (3) 事業所の所在地 : 島根県出雲市斐川町学頭1510-2
- (4) 事業所の電話番号等 : 電話 0853-72-5110
0853-31-4832 (直通)
ファックス 0853-31-4870
- (5) 開設年月日 : 平成26年 4月 1日
- (6) 通常の事業実施地域 : 出雲市、松江市
- (7) 営業日 : 月~土(12/31~1/3を除く) 但し必要があれば休日も営業可
営業時間 : 8:30~17:30
- (8) 主たる対象者 : 身体、知的、精神に障がいがあり支援が必要な方で、市町村の支給決定がなされている方
- (9) 管理者 : 竹内 淳子

3. 事業の目的

社会福祉法人金太郎の家(以下「事業所」という)が行う障がい福祉サービス事業(以下「事業」という)は、利用者が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念に基づき、居宅において自立した日常生活及び、社会生活を営むことが出来るよう、当該利用者の身体その他の状況に応じて、入浴、排泄、及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事援助、通院、通学等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の支援、その他生活全般にわたる援助を適切かつ、効果的に行うことを目的とします。

4. 事業所の運営方針

- (1) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った居宅介護、同行援護、移動支援のサービスの提供に努めます。
- (2) 居宅介護、同行援護、移動支援サービスの提供に当たっては、関係市町村、その他地域の保健医療・福祉サービスと密接な連携を図りながら、常に利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて適切に行います。

(3) 常に居宅介護、同行援護、移動支援の質の評価を行いその改善を図るように努めます。

5. 従業員の職種、員数及び職務内容

従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- (1) 管理者 (居宅介護、同行援護、移動支援) 1名
管理者は、事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。
- (2) サービス提供責任者 2名
サービス提供責任者は、居宅介護計画等を作成するとともに、利用の申し込みにかかる調整、従業員に対する技術指導等のサービス内容の管理等を行います。
- (3) 訪問介護員 21名
訪問介護員は、居宅介護サービス、同行援護サービス、移動支援サービスの提供を行います。
- (4) 事務職員 1名
事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行います。

6. 居宅介護、同行援護、及び移動支援サービスの内容等

提供するサービス内容については以下のとおりです。障がいの特性に応じて配慮いたします。

- (1) 居宅介護
 - 身体介護： 食事介助、水分補給、トイレ誘導、排泄介助、おむつ交換、身体の清拭、入浴介助、更衣介助、服薬確認、体位交換、洗面、口腔ケア等
 - 家事援助： 調理、洗濯、居宅の掃除、整理整頓、買物、薬の受取り、衣服の入替え等
 - 通院等介助、通院等乗降介助：通院、外出介助
- (2) 同行援護
 - 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆、代読を含む。）
 - 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
 - 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援護
- (3) 移動支援
屋外での移動が困難な障がい者等に対して、通勤若しくは通学、社会生活上必要不可欠な外出又は余暇活動等社会参加に係る外出の支援

7. 利用料負担金について

- (1) 利用者負担額
障がい者総合支援法、各市町村の規定により、利用料金を負担して頂きます。サービス利用料金のうち 9 割が給付対象となり、1 割相当が利用者負担ですが、市町村が負担上限月額を決定しますので、月の請求額は、この上限内の請求となります。(別紙 参照)
- (2) 利用料金のお支払方法
前記料金は 1 ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌々月の 10 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。
 - ① 現金払い
 - ② 指定口座への振込み（山陰合同銀行・JAしまね）

③ 自動振替（山陰合同銀行・J Aしまね）

8. サービスの中止、変更、追加

(1) 利用予定日の前に、契約者または利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更する場合は事業所に申し出てください。サービスの当日の中止は、キャンセル料 300 円頂きます。

(2) サービスの利用の変更の申し出に対して、事業所及びヘルパーの稼働状況により契約者または利用者の希望する時間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能な期間または日時を契約者または利用者に掲示して協議します。

9. サービス実施時の留意事項

○居宅介護は、利用者の自立を支援する目的でサービス提供を行います。利用者が不在の場合はサービスを提供することが出来ません。

○外出、通院介助の際、公共交通機関を利用する場合その代金は利用者負担となります。

ヘルパーの運転する車に（道路運送法 78 条許可車両）乗っていただく場合は、有償運送料金を別途いただきます。（運輸局許可 金太郎の家福祉移送サービス運賃表による）

○居宅介護サービス提供のために必要な備品等（水道、ガス、電気等）は無償で使用させていただきます。

○ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは一切お断り致します。

10. 利用者の記録及び情報の管理等

事業者及びサービス従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及び家族に関する情報を、第三者に対して漏らしません。なお契約終了後も同様に取り扱います。個人情報を用いる場合は、事前に文書で了解を得るものとします。

11. 緊急時における対応について

(1) 訪問介護員は、サービスの提供中に事故や利用者の症状の急変、その他緊急事態が生じたときには速やかに利用者の家族へ連絡を取り、必要に応じて主治医またはあらかじめ定めた協力医療機関への連絡等、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告し適切な対応を図ります。

(2) 管理者は利用者のかかわる市町村等関係機関に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

12. 虐待の防止のための措置について

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的研修の実施

13. 苦情処理体制について

当事業所における苦情や相談は以下の窓口で受け付けています。

・苦情受付窓口：0853-72-5110・31-4832

・担当窓口 苦情解決責任者 阿食 かをる

苦情受付担当者 竹内 淳子

金太郎の家第三者委員

宍道 年弘 080-1935-4638

長瀬 恵子 090-7595-7990

三代 美知子 090-7779-9293

その他 下記でも苦情の受付が行われています。

○ 島根県運営適正化委員会 松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根2F
(0852-32-5913)

○ 松江市役所 福祉部 障がい者福祉課 (0852-55-5241)

○ 出雲市役所 福祉推進課 障がい福祉係 (0853-21-6961)

○ 島根県健康福祉部 障がい福祉課 (0852-22-5588)

苦情申立人に改善を約束した事項については、一定期間後にその結果を報告します。

14. 第三者による評価の実施状況

なし

15. 契約方法

当重要事項説明書にて施設概要、事業内容、利用料金等を利用者、利用者家族に説明し、同意を得て署名、捺印して頂きます。

(事業者)

サービス契約にあたり上記のとおり説明しました。

年 月 日

社会福祉法人 金太郎の家

島根県出雲市斐川町学頭1511番地1

説明者 _____ 印

(利用者)

サービス内容及び重要事項について説明を受けました。

年 月 日

(本人)

氏名 _____ 印

住所 _____

(代理人の場合)

氏名 _____ 印

住所 _____